

特別定額給付金 Q A 【総論】

Q 1 今回の特別定額給付金の制度の概要を教えてください。

下記のとおりとなります。

- ・ 給付対象者…令和2年(2020年)4月27日(基準日)に住居基本台帳に記載されている方
- ・ 給付額…1人あたり10万円
- ・ 申請、受給権者…給付対象者の方が属する世帯の世帯主
- ・ 申請期限…郵送申請の受付開始日から3か月以内

Q 2 今回の特別定額給付金の申請と給付の方法はどうか。

申請方法は、次のうち、いずれかです。

- ① オンライン申請
- ② 郵送申請

給付は、申請者の本人名義の銀行口座への振込みとなります。

郵送申請の場合は、本人確認書類の写しと振込先口座確認書類が必要になりますので、添付してご返送ください。

いずれの申請方法でも、市役所、区役所の窓口では申請出来ませんので、ご注意ください。

Q 3 本人確認書類の写しとはどういったものが対象となるか。

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、健康保険証、年金手帳の写しなどです。

また、住所変更などの記載がある場合は、あわせて変更後の住所が分かる部分の写しも同封してください。

マイナンバーの通知カード(紙製)の写しでは、本人確認書類の写しとなりませんので、ご注意ください。

Q 4 横浜市が、受給権者に申請書を郵送する時期はいつになるか。

5月29日頃から順次開始します。
オンライン申請は5月12日から開始しています。

Q 5 今回の特別定額給付金の給付開始日はいつか。

オンラインによる申請受付分については、5月下旬の開始を見込んでいます。
郵送による申請受付分については、6月上旬の振り込み開始を見込んでいます。

Q 6 今回の特別定額給付金の申請期限はいつか。

郵送申請方式の受付開始日から3か月以内とされています。
郵送申請方式の受付開始日は決まり次第、お知らせいたします。

Q 7 基準日（令和2年4月27日）と異動の届出の関係はどうなるのか。

基準日となる4月27日のその日の終了時点の住民基本台帳に記録されている市区町村から給付されることが原則となります。そのうえで、

- ① 転出証明書の転出予定日が基準日以前であった場合は、新たに転入した市区町村から給付されます。
- ② 転出証明書の転出予定日が基準日後であった場合は、転出前の市区町村から給付されます。
- ③ 転出証明書の転出予定日が基準日後であった場合でも、転入の届出が基準日以前であった場合は、新たに転入した市区町村から給付されます。

Q 8 マイナンバーカードは申請してから受け取りまでどれくらい時間がかかるか。

ご申請されてから1か月半から2か月かかります。
マイナンバーカードが出来上がりましたらお住いの区役所から交付通知書（ハガキ）をお送りしますので、お住いの区役所まで受け取りをお願いします。受け取りについては予

約制を導入しています（一部予約制をとっていない区役所もあります）。受け取り予約については、インターネット「横浜市マイナンバーカード予約システム」にてご予約いただくか、「横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル（0120-769-706）」までお問合せください。

【参考：横浜市 HP】

（マイナンバーカードの申請方法）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/mynumber/kojicard.html>

（マイナンバーカードの受取方法について）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/mynumber/koufu.html>

（横浜市マイナンバーカード予約システム）

<https://myno.seagulloffice.com/eThroughPass/>

Q9 マイナンバーカードがないと給付金の申請ができないか。

マイナンバーカードがなくても申請ができます。横浜市から申請書を郵送しますので、そちらを返送する形で申請が可能です。

Q10 マイナンバーカードの受取をしていなかったが、受け取り可能か。

受け取り可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、5月23日の土曜日開庁を休止とさせていただきますのでご注意ください。

なお、横浜市では受取期限を過ぎても、一定期間カードを保管し、お渡しをしていますので、お急ぎでない方は受け取り時期についてご検討ください。

受け取りですが、マイナンバーカードが出来上がりましたらお住いの区役所から交付通知書（ハガキ）をお送りしますので、お住いの区役所まで受け取りをお願いします。受け取りについては予約制を導入しています（一部予約制をとっていない区役所もあります）。受け取り予約については、インターネット「横浜市マイナンバーカード予約システム」にてご予約いただくか、「横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル（0120-769-706）」までお問合せください。

【参考：横浜市 HP】

（マイナンバーカードの受取方法について）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/mynumber/koufu.html>

（横浜市マイナンバーカード予約システム）

<https://myno.seagullooffice.com/eThroughPass/>

Q11 通知カードを失くしてしまっただが、給付金を受けるには再発行した方がいいのか。

給付金を受け取るにあたって、通知カードの再発行は必要ありません。

Q12 マイナンバーが分からないと給付金がもらえないのか。

マイナンバーが分からなくても、給付金の申請は可能です。

Q13 マイナンバーだけ分かればオンライン申請ができるのか。

できません。オンライン申請にはマイナンバーカードに格納された電子証明書が必要です。なお電子証明書の利用には暗証番号が必要です。

Q14 基準日以前に転出届を出し、転出証明書の転出予定日が既に経過していて、転入届をしていない場合、どうすればいいか。

転出予定日が基準日以前か後かで異なります。詳しくはQ7を参照してください。

Q15 給付金の関係で世帯分離をしたいが、どうすればいいか。

生計が同一か否か、実態に合わせて届出いただくものです。お住いの区役所戸籍課に事前にご相談ください。また、世帯分離によって保険関係、税関係等様々な部分に影響が及ぶことがあるので、事前に各所管課にご確認ください。

Q16 給付金をもらうには住民基本台帳に記載されていることと聞いたが、どうすれば記載されるのか。

出生、婚姻等の戸籍の届出や転入転出等、ご自身のライフイベントに合わせて届出されていれば住民基本台帳に記載されています。

Q17 給付金のために転入届をしたいが、仕事で平日来庁できない。土曜日は通常通り開庁しているのか。

土曜日開庁については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、5月23日の土曜日開庁を休止とさせていただきます。恐れ入りますが平日でのお手続きをお願いします。

【参考：横浜市 HP】

(転入届 (市外からのお引っ越し))

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/touroku/tennyuu-shigai.html>

Q18 転入届は郵送でできないか。

転入届は郵送ではできません。恐れ入りますがお住いの区役所戸籍課登録担当の窓口で手続きをお願いします。

【参考：横浜市 HP】

(転入届 (市外からのお引っ越し))

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/touroku/tennyuu-shigai.html>

Q19 転入届を出さないと、前の住所地に申請書が送られてしまうのか。

前の住所地に申請書が送られます。

Q20 DV の関係で、住民登録地と実際に住んでいる場所が違う場合どうすればいいか。

一定の要件を満たせば、実際に住んでいる場所で給付を受けることができます。今横浜市にお住いの場合は、横浜市の定額給付金に関するホームページをご覧ください。ご自身が対象となる可能性があり、ご不明な点がある場合には、各区こども家庭支援課にご相談ください。なお、時節柄、電話がつながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承をお願いします。

Q21 住民登録は家だが、施設に入所している場合、申請書はどちらに送付されるか。

住民登録されている家に送付されます。

Q22 帰省など自宅で郵便物を受け取れない場合はどうすればいいか。

日本郵便の転送サービス（※）をご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができますので、お手続きをお願いします。

※ インターネットでお申し込みができます。

<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>

※ インターネットをご利用できない場合は、ご本人の本人確認書類・旧住所が確認できる書類（運転免許証・住民票等）を最寄りの郵便局へお持ちいただき、郵便局に備えおいている転居届に必要事項を記載してお申し込みができます。

Q23 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのか。

収入による条件はありません。

年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。

なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定いたしません。

Q24 今回の特別定額給付金は、財産の差押えの対象となるのか。

令和2年4月30日に「令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」が成立し、公布、施行されていますので、差押えが禁止されている財産です。（当該支給を受

ける権利も同様です。)

Q25 外国人は給付対象者となるか。

住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。

外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

Q26 4月27日（基準日）に生まれたこどもは給付対象者となるか。

給付対象者となります。

4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

Q27 基準日以前にこどもが生まれ、基準日後に出生届を出した場合どうなるか。

給付の対象となります。

Q28 基準日以降に亡くなった人は、給付対象者となるか。

基準日（4月27日）以降に亡くなられた人につきましても、給付対象者となりますが、下記について、ご注意ください。

※対象者が単身世帯だった場合

未提出だった場合…受給権が消失しますので、ご遺族の方が申請することはできません。

提出済みだった場合…相続人の方に受給権があります。

※対象が複数世帯だった場合

新たに世帯主となった方が申請者として申請書を提出してください。

Q29 基準日時点において日本で生活していたが、住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのか。

市区町村の窓口で住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者となります。

Q30 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となるか。

4月27日までに帰国して日本に居住されている場合は、給付対象者となります。お住まいの区役所で住民登録の手続きをしてください。

Q31 申請書以外に準備すべき書類はあるか。

それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

【郵送申請方式】

1 本人確認書類マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し、2 振込先口座の確認書類金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

【オンライン申請方式】

振込先口座の確認書類※マイナンバーカードを持っている人について受け付け、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります。

Q32 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいか。

本人による申請が困難な方は、郵送での代理人による申請も可能です。

基準日（4月27日）時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人であれば、代理申請が認められます。

代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

Q33 申請書には、振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等の写しを付ける必要があるが、なぜ必要なのか。

特別定額給付金を口座振込で受け取っていただく場合には、振込口座の指定について口座番号等を記載いただきますが、振込先口座の確認のため、通帳等の写しの提出をお願いしています。

通帳やキャッシュカードの指定の箇所、「振込先の金融機関名」「支店番号」「預金種別（普通・当座等）」「口座番号」「口座名義人（カナ）」以外の情報（印影、クレジット機能付キャッシュカードのクレジット番号等）が記載されている場合は、写しのそれらの部分を黒く塗りつぶしていただいてもかまいません。

迅速で誤りのない給付を行うために、ご協力をお願いいたします。

Q34 申請書や提出書類に口座情報が含まれるが、情報が漏れる心配はないのか。

住民の方から特別定額給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報は、個人情報保護条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分されます。

Q35 世帯全員分の受給を辞退するには、どうすればよいか。

申請書の給付対象者の確認欄に「給付金不要」のチェック欄がありますので、対象者全員分にチェックを入れて返送してください。

Q36 支給対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけ給付を受けることは可能か。

全ての給付を受けないことや、世帯のうち一部の方の分だけ給付を受けることも可能です。

申請書の給付対象者の確認欄に「給付金不要」のチェック欄がありますので、給付を希望されない方の欄にチェックを入れていただくことで、一部の世帯員について受給を受けることも可能です。

Q37 特別定額給付金は、課税対象となるか。

特別定額給付金は、法律により非課税になりますので、課税されません。